

## 地域医療に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成15年11月11日  
関係省庁申し合わせ

## 1. 趣旨

医師の確保が困難な地域における医療の確保を推進するための諸課題について関係省庁が十分に連携・調整し、具体的な取組を推進するため、地域医療に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

## 2. 構成員

連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。

厚生労働省医政局長、大臣官房審議官(医政担当)、総務課長、指導課長、医事課長

総務省大臣官房審議官(公営企業・財務担当)、自治財政局地域企業経営企画室長

文部科学省大臣官房審議官(高等教育局担当)、高等教育局医学教育課長、大学病院指導室長

## 3. 運営

- (1) 連絡会議の進行は、厚生労働省医政局長が行う。
- (2) 連絡会議は、原則として公開で行う。
- (3) 連絡会議の庶務は、関係省庁及び関係課の協力を得て、厚生労働省医政局総務課において処理する。

## 当面の検討課題及び検討スケジュール

### 1. 当面の検討課題

- へき地を含む地域における医師確保対策
- 地域における医師確保のための大学、地域の医療機関、都道府県等の連携のあり方
- 地域における医師確保のための医師の養成のあり方
- 病院における医師の勤務実態の把握と配置のあり方
- その他

### 2. 当面の検討スケジュール

本年11月11日(第1回会合)

- 連絡会議の設置について
- 関連施策等の現状について
- 当面の検討課題及び検討スケジュールについて

本年11月～12月

- 関係者からのヒアリング(2～3回程度)

※ 関係者からのヒアリングは、各省課室長級で行う。

(ヒアリング候補者)

- ・自治体関係者
- ・医療関係者(医師会、病院団体、全国自治体病院協議会)
- ・大学関係者(国公立大学、自治医科大学)
- ・その他

- 意見交換及び具体的な検討課題等の整理

来年1月

- 当面の取組み、今後の検討課題等について可能な限り整理を行う。

～ 以後、引き続き、検討